

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 6 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

また、「疑義解釈の送付について（その 1）」（平成 30 年 3 月 30 日付事務連絡）を別添 2 のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

〈 別 添 2 〉

歯科診療報酬点数表関係（その1訂正）

【口腔内装置】

問 27 区分番号「I O 1 7」に掲げる口腔内装置の留意事項通知（1）の「ト
気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置」を算定する患者
について、診療報酬明細書の「傷病名部位」欄の傷病名はどのように記載すれ
ばよいか。

（答）「気管内挿管時の口腔内装置必要状態」と記載する。